

## 港区特別区税条例等の一部を改正する条例について

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行等に伴い、港区特別区税条例及び港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、規定を整備します。

### 1 改正内容

#### (1) 区民税の所得割非課税対象者の見直し

- ① 単身児童扶養者を所得割の非課税対象者に追加します。

単身児童扶養者（児童扶養手当の受給を受けている児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻（事実婚を含む。）していない者、若しくは配偶者の生死の明らかでない者）のうち、所得金額が135万円以下の者について、区民税所得割の非課税対象者に追加します。

- ② 申告書の項目を追加します。

給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族等申告書に単身児童扶養者の項目を設けます。

#### (2) 区民税の寄附金税額控除の見直し

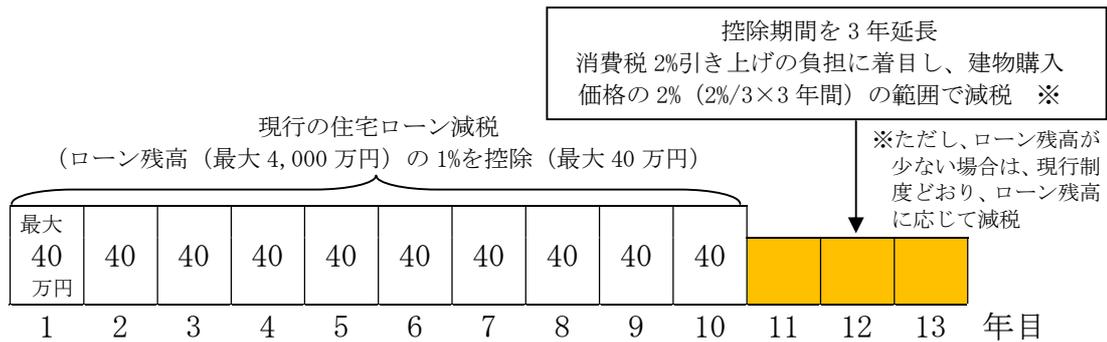
ふるさと納税制度の改正に伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金を特例対象寄附金（国が指定した自治体への寄附）に限定します。

#### (3) 区民税の住宅借入金等特別税額控除の見直し

- ① 住宅借入金等特別税額控除の期間を延長します。

消費税の10%への引き上げ時における住宅に係る需要変動の平準化のため、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間の住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期限が3年間延長されました。

区民税の住宅借入金等特別控除の制度は、所得税で控除しきれなかった控除額がある場合に控除するものであるため、区民税の控除の期間についても適用期間に対応した延長をします。



② 住宅借入金等特別税額控除の申告要件を削除します。

納税通知書の送達日までに申告されたもののみが対象となっていた要件を削除し、申告が納税通知書の送達日以降に提出された場合でも、控除を受けられるようにします。

(4) 車体課税の見直し

① 軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例を定めます。

消費税10%への引き上げ時における軽自動車の取得に係る負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

環境性能割の税率区分 (自家用乗用車)	本則税率	当分の間 適用される 税率	令和元年10 月1日から 1年間適用 される税率
電気自動車、天然ガス自動車	非課税	非課税	非課税
ガソリン車・ガソリンハイブリッド車			
平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ令和2年度燃費基準+10%達成	1.0%	1.0%	非課税
平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2.0%	2.0%	1.0%
平成17年排出ガス基準75%低減達成 かつ平成27年度燃費基準+10%達成	3.0%	2.0%	1.0%
上記以外の車			

- ② 軽自動車税種別割のグリーン化特例を延長します。

燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税の種別割について軽減するグリーン化特例について、現行の制度を2年間延長します。

種別割のグリーン化特例区分	令和元年度 (現行)	令和2年度 令和3年度
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	75%軽減
令和2年度燃費基準+30%達成	50%軽減	50%軽減
令和2年度燃費基準+10%達成	25%軽減	25%軽減

- ③ 環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例を設けます。

燃費不正により環境性能割又は種別割に不足額が生じた場合、不正を行った者を軽自動車の所有者とみなし、当該不足額に10%を乗じた金額加算した金額を賦課徴収します。

## (5) 改元に伴う規定の整備

過去の一部改正条例3条例を含め、改元日以降の年の表示を「平成」としているものを「令和」に改めます。

## (6) その他規定の整備

- ① 年末調整を行った給与所得者が区民税の申告書を提出する場合、記載事項を簡素化します。
- ② 平成31年3月29日の地方税法の改正及び今回の条例改正により、引用された条文番号等が変わったもの等について、規定の整備を行います。

## 2 施行期日

- (1) 上記 1 (1) ① 令和3年1月1日
- (2) 上記 1 (1) ②、(6) ① 令和2年1月1日
- (3) 上記 1 (4) 令和元年10月1日
- (4) その他 公布の日